

緊急事態発生

訪問中に利用者が緊急事態のときのマニュアル

- ① 利用者に不安を与えないよう落ち着いて誠意をもって対応する。
- ② 日頃から家族の連絡先など緊急連絡先を確認して置く。緊急連絡先は利用者のファイルに貼ってあります。
- ③ 家族に連絡が取れないときは事務所に連絡し、指示を受ける。

状態を観察する

1) 意識があるか

最初は耳元で普通に呼び掛ける。

反応がなかったら「〇〇さん、大丈夫ですか！」などと大きな声をかけたり、肩をたたいたり、手を強く握ったりして反応を確かめる。

2) 呼吸をしているか

口元に頬を当て呼吸を確認したり、衣服をゆるめて胸の動きを見る。

3) 脈拍はあるか

手首や、頸動脈で脈を確認する。

4) 顔色や痛み、尿や便を確認する。

5) 身体をゆすったりはしない。その場で安静が原則です。

6) 身体を冷やさないように毛布等で保温する

7) 屋外の場合は大きな声で周りに助けを求める。

8) 状況に応じ 119 番する。

9) 事務所に報告し、提供責任者より、その後の指示を受ける。(誰が・いつ・どこで・何をして・状態を明確に伝える)

119 番通報の仕方

119 番に通じたら以下の事をあわてずに伝える。

- 1) 氏名・性別・年齢・状況・何をして・どんな状態か(怪我や病気の様子等)
- 2) 住所・番地・マンション名・部屋番号・電話番号を伝える。
- 3) 目標物があつたら知らせる。
- 4) 救急隊から手当の指示があれば行う。(救命処置・心肺蘇生・AED の使用等)

救急車の到着

- 1) サイレンが聞こえたら、利用者から離れられるようなら外に出て救急車を誘導する。
- 2) 屋外の場合は利用者から離れない。

到着した救急隊に伝えること

- 1) 状況・経過・手当した事等。
- 2) 既往歴・持病・かかりつけ病院や主治医

救急隊に渡すもの、又はヘルパーが搬送先に持参する物

- 1) 利用者の保険証、もしくは身分を証明できるもの
- 2) 緊急連絡表・お薬手帳等

搬送時の確認

- 1) 火の元・戸締りの確認
- 2) サービス提供責任者に経過を報告する。

災害時のマニュアル

ケア中地震が起きたら

1、まず身を守る

- ・一番大切なのは命です。自分と利用者の安全を第一に、落ち着いて行動する
- ・テーブルや机などの下にもぐったり、座布団等で頭を守る。

2、ガス・水道をとめる

- ・調理中はガス、水道を止める。
- ・小さな揺れでも火を消す習慣をつける。

3、避難できるよう出入り口や窓を開ける

- ・地震でドアがゆがんで開かなくなるので、揺れが収まったら窓や戸を開ける。
- ・大きな揺れの時や、家が倒れそうな場合は、あわてて外に飛び出さない。屋根瓦や窓ガラスが落ちてきて怪我の恐れがあります。家具などに挟まれ動けない時は落ち着いて救助を待つ。
- ・持ち物には執着しない。
- ・外へ避難する時は、家の鍵をかけて外に出る。

(盗難予防)

4、家族との連絡を取り合う

- ・家族の緊急連絡先は常に目に入る所に置く。
- ・電話は家の電話や公衆電話の方がつながりやすい。

5、水をためる

- ・揺れが収まって水道が出ていれば、水を貯めておく可能ならば風呂桶やバケツ、鍋など、何でもよい（但し無理は禁物）

6、決められた避難場所に避難する時

- ・非難する前に電気のブレーカーを切り、行き先を書いて見えるところに置く。

ケア中火事が起きたら、また近くで火事の時

- ・万が一、調理中に火を出してしまったら、あわてず初期消火に努める。消火器を使用する。
- ・油には水をかけない。座布団で火を覆ったり野菜を入れても良い
- ・状況を判断して119番に通報する。

まずは身の安全を第一に、利用者に不安を与えない

ケア以外の時の対応（独居、または日中独居の高齢者）

- 利用者への安否確認は、本部（緊急対策本部を設置）提供責任者の指示を受け、電話での安否確認、または担当ヘルパー及び、近間のヘルパーに利用者宅に行ってもらい、安否の確認をする。
- 確認後は事務所に連絡をする。

ヘルパーさんへのお願い

- ・日頃より懐中電灯、ペットボトルの水、避難用具を準備する。
- 火の扱いには厳重に注意をし、日頃より消火器のある場所を確認しておく
- 利用者に、災害の時、近所に頼める人がいるか確認しておく。

- ★ 避難用具は、笛、懐中電灯、ペットボトル等を、玄関に用意して置くとよい